

新型コロナウイルス影響事業者緊急支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、営業活動に影響を受けながらも、感染拡大防止や苦境打破に取り組む事業者（以下「影響事業者」という。）を共助の精神に立って支援する者（以下「支援者」という。）に対して補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 影響事業者への寄付の呼びかけや飲食店舗のデリバリーサービスの推奨など、共助の精神に立った影響事業者の取組に対し、その経費の一部を補助することで、影響事業者の事業の継続を支援し、その後の事業活動の回復につなげることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、支援者が主体となって行う、5以上の影響事業者の事業継続等を支援する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 影響事業者の店舗等（以下「営業箇所」という。）の半数以上が広島市外であるものについて実施する事業。また、広島市外の営業箇所を含めて支援する事業であって、広島市外の営業箇所を含めることについて必要性が認められない事業
- (2) 特定の政党、宗教を利する事業
- (3) 当該事業の実施により影響事業者の事業の継続性を支援し、その後の事業活動の回復につながるものと認められない事業
- (4) 事業の内容が、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及びその他の関係法令に抵触するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」に該当する事業
- (6) 補助金の活用が、支援者又は影響事業者の事業継続に当たっての運転資金と認められる事業

- (7) その他市長が適当でないと認める事業
(補助対象者)

第4条 補助対象者は支援者とし、その支援者は事業者（法人、企業及び組合等）、民間団体（まちづくり協議会及びNPO法人等）及び個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が支援者である場合及び影響事業者に含まれている場合は、補助対象者として認めないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19号第3項の規定による公表が現に行われている者
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の実施に要する経費（補助対象事業の実施の準備や広報及び割引サービスの実施に当たって負担する費用等）から、支援者及び影響事業者の基礎的な運営経費（事務所経費等）や商品の仕入れ等に係る経費及び影響事業者への現金給付を除いた経費。ただし、影響事業者が実施する割引サービスにおいて支援者が負担する割引額においては通常価格（販売価格又はサービス提供価格として通常設定している価格等）の3割を、また、プレミアム分を付与した商品券等の販売におけるプレミアム負担額においては販売価格の3割を、それぞれ補助対象の上限とする。
(2) 前号の経費について補助金の交付決定を受けている事業の影響事業者が感染拡大防止を図りながら営業活動を回復していくのに必要となるマスク、消毒液、非接触型体温計等の物品の購入及び配付に係る経費。ただし、前号に係る経費を除く。

(補助内容)

第6条 前条第1号に規定する補助金の補助率及び補助限度額は別表1に、同条第2号に規定する補助金の補助率及び補助限度額は別表2に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助対象事業の申請)

第7条 第5条第1号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
 - (2) 事業計画書（影響事業者の数と営業箇所の数分かるものを含む。）
 - (3) 予算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 第5条第2号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金交付申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 予算書
 - (4) 影響事業者及び営業箇所の一覧
 - (5) 見積書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 その他補助対象事業の申請に関する場合は、経済観光局長が定める。
（補助対象事業の審査）
- 第8条 市長は、前条第1項及び同条第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類に基づき、内容が適正であるかどうかを審査する。
- 2 補助対象事業の審査に関する場合は、必要に応じて経済観光局長が定める。
（補助金の交付決定等）
- 第9条 市長は、前条第1項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により、第5条各号に規定する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産等、機械・器具で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものを、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(6) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(7) その他広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）を順守すること。

3 補助金は、第1項の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）からの交付請求に基づき、原則として概算払いにより交付する。

（交付決定の取り消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援者が補助対象者でなくなったとき。

(2) 前条第2項第1号の条件に違反したとき。

（計画変更の承認等）

第11条 補助事業者が、第9条第2項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業計画変更申請書

(2) 変更事業計画書

(3) 変更予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書

(2) 事業実施報告書

(3) 決算書

(4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれ

を市長に返納しなければならない。

- 3 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業に係る補助事業者に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(届出の義務)

- 第14条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、その事務所を移転し、名称若しくは代表者を変更し、又は解散等の重大な事故が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(委任規定)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日以降に事業を開始したものから適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日以降に事業を開始したものから適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

営業箇所の数	補助率	補助限度額
5 箇所から 10 箇所まで	補助対象経費の 5 分の 4 以内	50 万円
11 箇所から 30 箇所まで		150 万円
31 箇所から 50 箇所まで		250 万円
51 箇所から 100 箇所まで		500 万円
101 箇所から 150 箇所まで		750 万円
151 箇所以上		1,000 万円

別表 2 (第 6 条関係)

営業箇所の数	補助率	補助限度額
5 箇所から 10 箇所まで	補助対象経費の 10 分の 10 以内	20 万円
11 箇所から 30 箇所まで		60 万円
31 箇所から 50 箇所まで		100 万円
51 箇所から 100 箇所まで		200 万円
101 箇所から 150 箇所まで		300 万円
151 箇所以上		400 万円